

【令和４年第３回定例会 文教委員会委員長報告資料】

令和４年６月２３日 文教委員長 平山 浩二

○「議案第６６号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

＊本条例における福祉上の規制緩和について

准介護福祉士に係る規定が加えられることにより、本条例において規制が緩和されることはないと考えている。

＊懲戒権が無くなることによる影響について

成年年齢が１８歳に引き下げられたが、２０歳まで措置の延長を行うため、不都合はないと考えている。また、１８歳及び１９歳の入所者においては、これまで児童福祉施設の長が親権を代行していた部分について、親権が外れることになるが、施設側でフォローを行っていくため、影響はないと考えている。

《意見》

＊成年年齢が引き下げられたことによる２０歳までの措置の延長に関しては適切に行うとともに、施設を卒業した後も引き続き丁寧に支援してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第７０号 坂戸小学校校舎増築その他工事請負契約の締結について」

《主な質疑・答弁等》

＊物価高騰の影響で契約金額を超過した場合の対応について

議案第７１号の工事と同様に、材料費等の高騰が発生した場合、川崎市工事請負約款に基づき請負契約の変更を行うとともに、契約変更ができることの周知を適切に行い、適正な請負金額となるよう協議していきたいと考えている。

＊少人数学級の導入に対応した教室数に関する考え方について

児童数の推計値から３５人学級に必要な教室数を割り出し、教室の整備を行っている。また、オープンスペース等の教室転用についても想定している。

＊増築校舎によるグラウンドへの採光に関する影響について

敷地面積の関係により北側にグラウンドを配置しているが、大谷戸小学校における同様の事例において、冬場の水はけに若干影響があるものの基本的に支障がないことを確認しているため、本校においても影響はないと考えている。

＊小学校の屋上への太陽光パネルの設置に係る考え方について

小学校の屋上への太陽光パネル設置については、環境への配慮や省エネルギー施策への貢献等を考慮し進めているものであり、現在約６０校の屋上に設置されていると把握している。

＊太陽光パネルによる発電量について

一例として、西丸子小学校では１００キロワットの太陽光パネルを設置しており、年間の使用量の約１０パーセントの電力を発電可能である。坂戸小学校では、

30キロワットの太陽光パネルを設置する予定であることから、その3分の1程度の発電量と想定される。

*** 発電量を表示するモニターの設置予定について**

増築工事における太陽光パネルの設置は、建築条件等による制限があるが、パネル設置の際のモニターについては、検討をしていきたいと考えている。

*** 地球環境への配慮について**

地球環境への配慮として、校舎の木質化については積極的に進めており、坂戸小学校においても、近年増築した学校と比較して多くの木材利用を予定している。また、断熱材の使用等による断熱性の確保やLED照明の使用等を進めるとともに、ビオトープ等の設置も予定している。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第71号 土橋保育園改築工事請負契約の締結について」

《主な質疑・答弁等》

*** 改築後の受入れ人数について**

定員については改築前から変更しない予定である。

*** 物価高騰の影響で契約金額を超過した場合の対応について**

材料費等の高騰が発生した場合、川崎市工事請負約款に基づき請負契約の変更を行うとともに、契約変更ができることの周知を適切に行い、請負業者側に過度な負担を掛けることなく、適正な請負金額となるよう協議していきたいと考えている。

*** 事前の地質調査による地中埋設物等の状況について**

当該敷地においては、2か所のボーリング調査から、障害となる地中埋設物等は確認されず、また、昭和54年の開設以前は田畑として利用されていることから、埋設物が存在する可能性は低いと考えている。

*** 駐車場の整備予定について**

身体障害者等用駐車場は敷地内に整備するものの、敷地面積の関係により、一般者用駐車場を整備する予定はない。

*** 鉄骨造とした理由について**

本件については、限られた敷地の中での園庭の確保や地域子育て支援センター設置等のために3階建てとするため、木造ではなく鉄骨造を採用している。また、保育園である1階及び2階と、地域子育て支援センターである3階で間取りが大きく異なることから、自由度の大きい工法を採用する必要があったことも、鉄骨造とした理由の一つである。

*** 鉄骨造の防災面での安全性について**

耐震性については、国の基準の1.25倍の強度を設定している。防火性については、内装の仕上げ材等を不燃及び準不燃等とすることにより、法定基準を満たし、一定の防火性能を確保しており、鉄筋コンクリート造等と比較した場合においても大きな差はないものと考えている。

*** 屋上への太陽光パネルの設置予定について**

洗濯物を干すスペース等としての使用を考えており、太陽光パネルの設置は予定していない。また、屋上に園児が立ち入ることは想定していない。

*** 近隣住民への周知について**

条例に基づき、令和３年９月に近隣住民に対して通知するとともに、令和４年１月には要望があった近隣住民に対して説明会を開催している。今後は、建物形状等に関する要望があった場合は、可能な範囲で対応したいと考えている。

*** 近隣住民への工事期間中の配慮について**

工事により騒音や振動等が発生する期間については、近隣住民に対して丁寧に説明するとともに、掲示板等での事前周知を図っていきたいと考えている。

《意見》

* 物価高騰により、事業者は大変な状況にあるため、請負業者の負担にならないよう配慮してほしい。

* 可能な限り近隣住民への迷惑とならないよう工事期間等については事前の周知を徹底し、請負業者へも適切な指導を行ってほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第７３号 高津区における町区域の設定について」

○「議案第７４号 高津区における住居表示の実施区域及び方法について」

《一括審査の理由》

いずれも高津区上作延地区において住居表示を実施するための所要の手続を定める内容であるため、２件を一括して審査

《議案第７３号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第７４号の審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第８０号 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「請願第２９号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書採択の要請に関する請願」

《請願の要旨》

国に対して、中学校・高等学校での３５人学級を早急に実施すること等に向けた予算確保・拡充、学校の働き方改革・長時間労働是正に向けた教職員の加配等の予算確保・拡充、義務教育費国庫負担制度の堅持についての意見書提出、以上の３点を求めるもの。

《理事者の説明要旨》

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律は義務標準法と呼ばれ、公立義務教育諸学校の学級編制の標準等を定めている。令和３年４月１日に施行された義務標準法の改正は、小学校の学級編制の標準を現行の４０人から３５人に引き下げるものである。令和３年度に小学校２年生の学級編制の標準を３５人に引き下げ、学年進行で令和７年度までに小学校６年生までを３５人に引き下げることとしている。

仮に、今年度、中学校全ての学年で３５人編制とした場合、標準学級数と比較すると、学級数が１０８学級増加することとなり、新たに１７３人の教職員が必要となる。また、一人当たりの人件費８４２万４，０００円を基に試算すると、合計で１４億５，７３５万２，０００円の人件費が発生する。学級増に伴い不足が見込まれる教室数については、学校ごとに転用可能な教室やその他スペースの有無等、様々な実情があることから、一概に示すことが困難である。

義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請に基づき、義務教育の根幹となる教育の機会均等、教育水準の確保、無償制について、国が責任を持って支える制度である。

国は都道府県・政令指定都市に係る公立義務教育諸学校の教職員給与費の３分の１を負担することとなっている。

学級編制基準の弾力的運用について、本市では、指導方法工夫改善定数を活用し、少人数指導やティーム・ティーチング、少人数学級を各学校が実情に応じて選択し、きめ細かな指導が実施できるようにしている。

少人数学級は、「川崎市立小中学校における少人数学級に関する研究実施要綱」に基づき、指導方法工夫改善定数を学級担任に充てて、研究指定校として実施している。

請願要旨１については、中学校においても、少人数による指導体制の整備が必要であると考えている。今後、更なる少人数学級の拡充を含め、教職員定数の改善を図るためには、国による財源措置と義務標準法の改正を含む定数改善計画の策定、実施が必要となることから、小学校の学級編制の標準が３５人となった後も、少人数学級を含む少人数指導等により各学校の実情に応じてきめ細かな指導が実施できるよう、引き続き、様々な機会を通じて国に要望していく。また、高等学校においては、今後の国の動向等を注視するとともに、高等学校生徒の入学定員計画については、公立中学校卒業予定者の動向や私立高等学校等の配置状況等を十分に考慮しながら、本市だけではなく県内の公私立高等学校設置者で定めていることから、引き続き、県内の公私立高等学校において、協調しながら取り組んでいく。

請願要旨２については、教職員の負担軽減に特に効果が高く、業務改善につながる加配定数の改善等に関して、引き続き、様々な機会を通じて国に要望していく。

請願要旨３については、都道府県や政令指定都市間において、教育費の水準に著しい格差が生じることのないよう必要な措置を講ずることを前提として、国から地方への税源移譲により、地域の実情に応じた、創意と工夫に満ちた教育行政を展開していく必要があると考えている。

《主な質疑・答弁等》

＊他都市における本請願と同趣旨である意見書の提出状況について

直近では、令和3年12月20日に石川県野々市市議会から、令和3年6月25日に福岡県直方市議会から、それぞれ意見書が提出されたと把握している。

*** 小学校高学年における教科担任制の推進に係る定数改善について**

令和4年度においては20人分の定数改善を図っており、今後4年程度を掛けて段階的に増加していく予定である。

*** 35人編制とした場合に必要となる人件費に係る国庫負担の割合について**

人件費として示されている約14億5,000万円の約3分の1が国庫負担となるものである。

*** 新卒の教員で計算した場合の1人当たりの人件費の考え方について**

新卒の教員が中心となった場合、人件費は下がることが考えられる。

*** 直近1年間の政令指定都市における少人数学級の進捗状況について**

福岡市では小学校の全学年で少人数学級を導入するなど、一部の政令指定都市においては前倒しで実施されているものと把握している。

*** 独自予算での少人数学級を推進している政令指定都市の状況について**

令和2年度時点では、6都市において独自財源での少人数学級推進の取組が行われていたと確認している。

*** 本市における独自予算での少人数学級の推進状況について**

本市においては独自予算による少人数学級の推進は検討していない。

*** 中学校における35人学級導入に係る文部科学省の考え方について**

令和3年11月19日に開催された第2回「今後の教職員定数の在り方等に関する国と地方の協議の場」において、文部科学大臣から、小学校における35人学級の教育効果を分析・検証し、35人学級や更なる少人数学級を含めた望ましい指導体制の在り方について検討していきたい旨の発言があった。

*** 高等学校も含めた少人数学級に係る全国知事会の提案について**

全国知事会から、中学校における35人学級の必要性に加え、高等学校における学級編制の在り方の検討についても提案がなされているところである。

*** 中学校及び高等学校への35人学級の導入に向けた本市の考え方について**

現在、中学校の教育研究指定校等で行われている少人数学級においては、生徒とのコミュニケーションが取りやすくなったことで、生徒のささいな変化への気付き等、きめ細かい指導が可能となった旨の報告がなされているが、デメリットとして学級数の増加による授業時間数の負担が大きくなる点が挙げられている。中学校及び高等学校への35人学級の導入に当たっては、義務標準法の改正による基礎定数化は不可欠であると認識しており、引き続き国へ要請していきたいと考えている。

*** 国における高等学校の少人数学級導入に係る検討の考え方について**

現在のところ、国における具体的な検討状況は明らかになっていないが、今後は高等学校についても検討される時期が来るものと考えている。

*** 子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体連絡会における要求内容について**

日本PTA全国協議会、全国都市教育長協議会及び日本教職員組合を始めと

する23団体からなる、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体連絡会から、高等学校も含めた少人数学級導入に向けた計画的な整備実施に関する国に対しての要求があったと把握している。

*** 小学校における栄養教諭の配置数について**

小学校においては、全114校に対し、定数として84名が配置されているものの、非常勤職員を含めても、全校への配置はできていない状況である。

*** 中学校における学校栄養職員による栄養指導等の実施状況について**

給食センターに配置している栄養教諭等が、現場の養護教諭等と連携しながら、アレルギー指導等を行っている状況である。

*** 栄養教諭及び学校栄養職員の定数増加の考え方について**

制度上、教員の定数を栄養教諭等に振り替えることは可能であるが、現状の様々な教育課題を鑑み、現段階では検討していない。

*** 教員の事務的な仕事の負担軽減を目的とした人員配置について**

国においては、教員の事務負担の軽減に関する考えが示されており、本市においては、教職員事務支援員及び障害者支援員を全校に配置している。また、学校事務職の効果的な配置については、令和7年度までには検討したいと考えている。

*** 平成27年度以降の小中学校における不登校出現率の推移について**

平成27年度の不登校出現率は、小学校において1,000人当たり4.1人、中学校において1,000人当たり33.4人である。不登校出現率は令和2年度まで年々高くなっており、令和2年度は小学校において1,000人当たり10.9人、中学校において1,000人当たり46.1人である。

《意見》

* 全国的に少人数学級の導入推進の流れが広がっていることも踏まえて、本市においても早期導入に向けて取組を進めてほしい。

* 多くの政令指定都市が本市のような指定校制度での少人数学級ではなく、独自財源での推進を実施していることから、本市においても独自財源による更なる少人数学級の推進の方向性を追求してほしい。

* 小学校だけでなく中学校においても不登校出現率が高まっており、きめ細かな指導の推進は喫緊の課題であるため、本市においても早急に中学校へ少人数学級を導入してほしい。

《取り扱い》

・教職員の加配等に関する予算確保については、中学校や高等学校を含めて、全国の教育関係の23団体や文部科学省が必要性を認めており、本市の考え方もおおむね一致していることから、早期実現に向けて国への働き掛けがより重要であると考えているため、意見書を提出し、本請願は採択すべきである。

・教育現場の疲弊や、不登校者数の増加等は喫緊の課題であり、少人数学級の推進や少数職種への予算措置等を早期に推進し、よりきめ細かい支援をしていく必要があると考えるため、国に対する後押しとして意見書を提出し、本請願は採択すべきである。

- ・願意は理解できるものの、教職員数を増やすだけではなく、併せて環境整備等を行っていくことが重要であり、限られた財源の中では、段階的に引下げをしていかなければならない。そのため、国における議論の推移をしっかりと見守りながら課題に対応していく必要があると考えることから、意見書を提出すべきではなく、早急な実現を求める本請願は不採択とすべきである。
- ・本市においては、現在、国の動向に合わせて段階的に調整しているところであり、児童数等が令和7年度にピークを迎えると言われていることから、様子を見ながら進めていく必要があると考えるため、意見書を提出すべきではなく、本請願は不採択とすべきである。
- ・願意の中にある義務教育費国庫負担制度の堅持を求める内容については、国から地方への税源移譲が重要であり、本市に合った独自の教育を推進していく必要があると考えているため、意見書を提出すべきではなく、本請願は不採択とすべきである。

《 審査結果 》

賛成少数不採択